

**台風 12号による被害に係る
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する
日本学生支援機構奨学金緊急・応急採用について**

対 象 学 生

1. 災害救助法適用地域の世帯の学生
2. 上記1. 以外の近隣地域で同等の災害に遭った世帯の学生
3. 上記1. 及び2. の地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生

災害救助法対象の被害及び適用地域

災害救助法適用日	適 用 地 域
9月3日	【鳥取県】東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町
9月2日	【三重県】熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町
	【奈良県】五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村
	【和歌山県】田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町
	【岡山県】玉野市

奨学金の種類：緊急採用（第一種奨学金：無利子貸与）

応急採用（第二種奨学金：有利子貸与）

貸与始期：緊急採用：平成23年9月以降で希望する月

応急採用：平成23年4月以降で希望する月

貸与終期：緊急採用：平成24年3月まで

（願出により平成25年3月まで継続可能）

応急採用：修業年限の終了月まで

※申込希望者は、学生センターに申し出てください。

なお、その他家計の急変（主たる家計支持者が、失職、破産、死亡等）で奨学金を緊急に必要なとする場合は、随時奨学生の募集を行っていますので、学生センターに相談してください。

問い合わせ先

豊中学生センター（学生交流棟 2階） TEL 06-6850-5037・5038・5039

平成23年9月13日 学生センター